

青色事業専従者給与の届出額以上の支給

Q：私は、理容業を営む青色申告者です。今年所得が多くなりそうなので、青色事業専従者として従事している長男の給与を、いつもより多く支給したいと思っています。

届出額以上の給与を支給した場合、必要経費には算入できないのでしょうか。

A：届出を超える金額については、必要経費に算入できません。

【解説】

青色専従者が、その事業から「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払いを受けた場合には、その給与の金額でその労務に従事した時間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況等に照らし労務の対価として相当であると認められるものは、その事業に係る所得金額の計算上必要経費に算入されます。

ご質問のように、届出書に記載された金額以上の給与又は賞与を支払った場合には、届出を超える金額については、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されません。

しかし、届出書の記載事項は変更できますから、変更届を遅滞なく納税地の所轄税務署長に提出すれば、給与又は賞与の増額はできます。

なお、この場合も、その増額された専従者給与又は賞与の額が、労務の対価として相当な額でなければなりません。

